

南工場建替事業に係る
環境影響評価準備書

令和3年10月

広島市

環 境 影 響 評 価 準 備 書

事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		名 称：広島市（環境局施設部施設課） 代表者：広島市長 松井 一實 所在地：広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
対 象 事 業 の 目 的		「第 2 章 2.1 対象事業の目的」参照
対 象 事 業 の 名 称		南工場建替事業
対 象 事 業 の 内 容	対 象 事 業 の 種 類	廃棄物焼却施設の設置
	対 象 事 業 の 規 模	300t/日（連続運転式）
	対象事業の実施を予定している区域	広島市南区東雲三丁目 17 番 外 （現南工場及び現南環境事業所の敷地並びに湊崎公園の一部）
	対象事業の実施に係る工法、期間及び工程計画並びに供用予定時期	「第 2 章 2.2 対象事業の内容」参照
	対象事業の実施を予定している区域内における施設の種類の、規模及び配置計画の概要	「第 2 章 2.2 対象事業の内容」参照
	対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要	「第 2 章 2.2 対象事業の内容」参照
	対象事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要	—
	その他既に決定されている対象事業の内容に関する事項	「第 2 章 2.2 対象事業の内容」参照
対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況		「第 3 章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況」参照
広島市環境影響評価条例第 5 条に規定に基づき行った環境の保全についての配慮の内容		「第 4 章 環境配慮事項」参照
実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解		「第 5 章 5.1 実施計画書についての市民意見の概要及び事業者の見解」参照
実施計画書について市長が環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見及び当該意見についての事業者の見解		「第 5 章 5.2 実施計画書についての市長意見及び事業者の見解」参照

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法		「第 6 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」参照
環境影響評価の結果	環境影響評価の項目ごとに取りまとめた調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	「第 7 章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」参照
	環 境 保 全 の た め の 措 置	「第 8 章 環境保全のための措置」参照
	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置	「第 9 章 事後調査」参照
	対象事業に係る環境影響の総合的な評価	「第 10 章 環境影響の総合的な評価」参照
環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		名 称：八千代エンジニアリング株式会社 広島支店 代表者：執行役員 支店長 河辺 真一 所在地：広島県広島市東区光町 1 丁目 13 番 20 号
対象事業の実施に際して必要な許認可等の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該許認可等を行う者の名称		「第 12 章 事業に係る許認可、届出等」参照
対象事業の実施に際して必要な特定届出の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該特定届出の受理を行う者の名称		「第 12 章 事業に係る許認可、届出等」参照
そ の 他		—

目 次

第1章 事業の名称及び事業者の名称等	1-1
1.1 事業の名称	1-1
1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
第2章 事業の目的及び内容	2-1
2.1 対象事業の目的	2-1
2.2 対象事業の内容	2-2
(1) 対象事業の種類	2-2
(2) 対象事業の実施を予定している区域	2-2
(3) 新南工場整備の基本方針	2-4
(4) 新南工場の基本項目	2-4
(5) 運転計画	2-16
(6) 工事計画	2-18
(7) 事業スケジュール（予定）	2-21
第3章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況	3-1
3.1 基本的事項	3-1
3.2 自然的状況	3-3
3.2.1 大気環境	3-3
3.2.2 水環境	3-19
3.2.3 土壌環境	3-23
3.2.4 その他	3-25
3.3 社会的状況	3-37
3.3.1 面積・人口等	3-37
3.3.2 産 業	3-38
3.3.3 土地利用	3-40
3.3.4 水域利用	3-42
3.3.5 交 通	3-44
3.3.6 環境の保全等に配慮が必要な施設	3-46
3.3.7 生活環境施設	3-52
3.3.8 環境保全のための法令等	3-55
3.3.9 行政計画	3-75

第4章 環境配慮事項	4-1
4.1 地域の環境特性	4-1
4.2 事業別の環境配慮事項	4-3
4.3 本事業の環境配慮事項	4-4
第5章 実施計画書に対する意見及び見解等	5-1
5.1 実施計画書についての市民意見の概要及び事業者の見解	5-1
5.1.1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域	5-1
5.1.2 環境影響評価項目	5-2
5.1.3 調査、予測及び評価	5-3
5.1.4 その他	5-6
5.2 実施計画書についての市長意見及び事業者の見解	5-7
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	6-1
6.1 環境影響評価項目	6-1
6.1.1 影響要因の抽出	6-1
6.1.2 環境影響評価項目の選定	6-1
6.2 調査、予測及び評価の手法	6-9
6.2.1 取組の基本的考え方	6-9
第7章 調査、予測及び評価の手法及び結果	7-1
7.1 大気質	7-1
7.1.1 現況調査	7-1
7.1.2 予測・評価	7-27
7.2 騒音	7-106
7.2.1 現況調査	7-106
7.2.2 予測・評価	7-116
7.3 振動	7-147
7.3.1 現況調査	7-147
7.3.2 予測・評価	7-154
7.4 悪臭	7-181
7.4.1 現況調査	7-181
7.4.2 予測・評価	7-186
7.5 地下水汚染	7-193
7.5.1 現況調査	7-193

7.5.2 予測・評価	7-194
7.6 土壌汚染	7-196
7.6.1 現況調査	7-196
7.6.2 予測・評価	7-203
7.7 日照阻害	7-205
7.7.1 現況調査	7-205
7.7.2 予測・評価	7-206
7.8 景観	7-210
7.8.1 現況調査	7-210
7.8.2 予測・評価	7-218
7.9 人と自然との触れ合いの活動の場	7-225
7.9.1 現況調査	7-225
7.9.2 予測・評価	7-241
7.10 廃棄物等	7-245
7.10.1 現況調査	7-245
7.10.2 予測・評価	7-245
7.11 温室効果ガス等	7-249
7.11.1 現況調査	7-249
7.11.2 予測・評価	7-250
第8章 環境保全のための措置	8-1
第9章 事後調査	9-1
9.1 事後調査計画	9-1
9.2 事後調査後の対応方針	9-2
第10章 環境影響の総合的な評価	10-1
10.1 工事の実施の総合評価	10-1
10.1.1 大気質	10-1
10.1.2 騒音	10-2
10.1.3 振動	10-2
10.1.4 悪臭	10-3
10.1.5 地下水汚染	10-3
10.1.6 土壌汚染	10-3
10.1.7 人と自然との触れ合いの活動の場	10-3

10.1.8 廃棄物等	10-4
10.2 施設の存在の総合評価	10-4
10.2.1 日照障害	10-4
10.2.2 景観	10-4
10.3 施設の供用の総合評価	10-5
10.3.1 大気質	10-5
10.3.2 騒音	10-6
10.3.3 振動	10-6
10.3.4 悪臭	10-7
10.3.5 廃棄物等	10-7
10.3.6 温室効果ガス等	10-7
第 11 章 環境影響評価の実施機関	11-1
第 12 章 事業に係る許認可、届出等	12-1
用語の解説	用語-1

資 料 編 目 次

1. 事業計画関連

- 資料 1－1 建設機械の稼働及び工事用車両の運行台数…………… 資 1-1
- 資料 1－2 工事用車両及び廃棄物運搬車両のルート配分の考え方…………… 資 1-7

2. 大気質関連

- 資料 2－1 気象の異常年検定結果…………… 資 2-1
- 資料 2－2 年平均値から日平均値の 98%値（または 2 %除外値）への変換式…………… 資 2-3

3. 騒音関連

- 資料 3－1 騒音現地調査結果…………… 資 3- 1
- 資料 3－2 自動車交通量現地調査結果…………… 資 3-14
- 資料 3－3 施設の稼働による騒音の予測条件…………… 資 3-30

4. 振動関連

- 資料 4－1 振動現地調査結果…………… 資 4- 1
- 資料 4－2 工事用車両による道路交通振動の予測結果…………… 資 4-17
- 資料 4－3 廃棄物運搬車両等による道路交通振動の予測結果…………… 資 4-19

